

(特別)非課税貯蓄みなし廃止通知並びに利用者の死亡通知等に係る個人番号提供のお願い

マル優・マル特をご利用のお客さまへ

マル優^{*1}やマル特^{*2}をご利用のお客さま（以下「マル優等をご利用のお客さま」といいます。）は、当金庫にマル優適用の預金等の残高がなくなった日から2年を経過する日の属する年の12月31日までの間に預入等をいただけなかった場合、その翌年の1月1日に廃止申告があったものとみなし、当金庫から「(特別)非課税貯蓄みなし廃止通知書」を税務署に提出しております。

*1：障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度
*2：障害者等の少額公債の利子の非課税制度
*3：(特別)非課税貯蓄者死亡届出書 兼 非課税貯蓄者死亡通知書
*4：(特別)非課税貯蓄廃止申告書

マイナンバー制度の開始に伴い、平成28年1月1日以降、「(特別)非課税貯蓄みなし廃止通知書」を税務署に提出するには、お客さまの個人番号が必要となっておりますので、上記の条件に該当するお客さまは、12月30日までに取引店舗まで以下の「お手続きに必要なもの」をご持参のうえ、お客さまの個人番号をお届けくださいますようお願いいたします。

また、マル優等をご利用のお客さまが亡くなった場合^{*3}やご利用を取りやめる場合^{*4}の届出等に当たっても個人番号の記載が求められておりますので、ご協力をお願いいたします。

お手続きに必要なもの

各々の書類は、コピーではなく有効期限以内の原本をお持ちください。

1. 個人番号を確認できる書類（以下から一つ）

個人番号カード

通知カード

住民票の写し

住民票記載事項証明書

（氏名・生年月日・性別・住所・個人番号の記載があるもので、発行から6ヶ月以内のもの）

2. 本人確認書類（A書類から一つ、又は、B書類から二つ）

A書類

個人番号カード

運転免許証・旅券（パスポート）

運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付）

身体障害者手帳

在留カード・特別永住者証明書

B書類

各種健康保険被保険者証

国民年金手帳

印鑑証明書

住民票の写し

国税や地方税等の領収証書

上記以外の書類については、お取引店までお問い合わせください。

3. 念のためお持ちいただきたいもの

お通帳とキャッシュカード

お届け印